

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発
(サイクリングコンテンツ) 促進事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発 (サイクリングコンテンツ)
促進事業委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和3年3月5日まで

3. 趣旨・目的

今後、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催に加え、2025年には大阪・関西万博が予定されていることから、多くの外国人旅行者が日本及び関西を訪れることが予想される。この訪日外国人旅行者を、本県に誘客し、滞在日数及び旅行消費額の増加を図るためには、本県滞在中に楽しめる体験型コンテンツを充実させることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により激減した訪日外国人旅行者を回復させるにあたっては、ソーシャルディスタンスなど「新しい旅のスタイル」を訴求していくことが求められる。サイクリングは、短期的にはポスト・コロナの対策として、中長期的にはSDGsを踏まえた取り組みとして、本県の魅力を訴求する効果的な手法と考えられることから、滞在型サイクルツーリズムとしてのコンテンツ開発とコース設定を行い、商品化し、地域の活性化及び本県への誘客促進に繋げる。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）が実施する令和2年度「体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」（以下、「コンテンツ開発促進事業」という。）において造成するコンテンツをエリアやテーマ等を軸に組み合わせ商品化するため、「サイクルツーリズム推進事業」として、以下の業務を委託する。

【参考】 令和2年度「体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」の概要

ターゲット：欧米豪、台湾、香港、タイ など

造成コンテンツ：50件

※うち、歴史・文化:15件、自然・景観:15件、スポーツ・アクティビティ:10件、ナイトタイム:10件（変更の可能性あり）

プロセス：①参画事業者及びコンテンツの募集

②対象コンテンツの選定（造成検討会の開催）

※計50件、うちプレミアムコンテンツとして10件程度選定

③コンテンツのブラッシュアップ

- ・モニターツアーを実施
- ・参画事業者への講習会

④観光本部助成制度による支援 ※委託業務対象外

※1. コンテンツとは（定義）

一の運営事業者が、一連のテーマ性をもって一体的に提供できる体験メニューやサービス等を一つのコンテンツという。

※2. 対象コンテンツの選定のポイント（プレミアム／スタンダードコンテンツの区分も含む）

- ・ターゲット市場におけるインバウンド旅行者のニーズや嗜好に沿っているか
- ・その地域に根差したストーリー性、稀少性、独自性、非日常性等を有しているか、また、本物志向のニーズに対応できているか
- ・事業者のインバウンド受入体制（多言語対応、ホームページ情報発信、日本人と異なる多様な要望への融通等）は十分か、もしくは改善させる意向は高いかなどを勘案し、特に地域の核となるような優良コンテンツをプレミアム（5～10件程度）とし、次に有力なものをスタンダードコンテンツ（40～45件程度）として選定する。

(1) サイクリングを通じて開発するコンテンツの選定及びコース設定

「コンテンツ開発促進事業」において選定されたコンテンツの中から、エリアやテーマ等を軸に組み合わせ、滞在型サイクルツーリズムとしてのコンテンツの開発とコースを設定する。

- ① 摂津、播磨、但馬、丹波、淡路を網羅したコースを設定する（概ね5つのコースにより全地域をカバーする）こと
- ② 各地域現地調査を実施したうえ、造成検討会（審査会）を実施し、コースを選定すること
- ③ コース設定におけるターゲットは、スポーツサイクリストを含め、旅の楽しみ及び移動手段としてコース毎にサイクリングを利用する層も加えて設定すること
- ④ より魅力的な滞在型サイクルツーリズムのコース造成のために「コンテンツ開発促進事業」で選定されたコンテンツ以外のものをコースに含めても構わない。また、より滞在型サイクルツーリズムとしての参加者に対する、安心、安全、快適なサイクリング環境を提供するための独自のコンテンツがあれば、それらを追加提案すること
- ⑤ コンテンツ選定及びコース設定に際しては、観光本部、観光本部ツーリズムプロデューサー及び、「コンテンツ開発促進事業」の委託者と連携・協力を行うこと

(2) 設定したコースの改善・コンテンツのブラッシュアップ

- ① 観光本部ツーリズムプロデューサーが、設定コース及び対象コンテンツの改善のために行う現地調査に際して、交通費・宿泊代の費用を負担するとともに行程管理を行うこと（2名、1泊2日、4回程度）
- ② 設定コース及び対象コンテンツの改善・ブラッシュアップを目的に、現地に出向くこと（現地訪問10回以上）
- ③ 観光事業者等関係者と対象としたワークショップを開催し、サイクリスト受入に関する意見交換や設定コースの改善のための提案・アドバイスを行う（4地域以上において各1回）。 ※観光本部が開催地域を指定する場合もある。
上記①～③の取組を踏まえたうえで、各コースの情報についてマップを含むタリフとして取りまとめる。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同委の別）、予約締切時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（作れるもの、個数、受け取り方法）等

【留意事項】

設定コースの改善・ブラッシュアップに際しては、観光本部が別に契約を行うコンテンツ開発促進事業者と綿密に連携・協力を行いながら事業を進めていくこと

(3) マップ（電子データ）の作成、モニターツアー

- ① 上記(2)において作成したコース毎のタリフの情報をマップとともに取りまとめ、英語に翻訳する（電子データのみ）。
※マップ以外の広報手法・ツールについても効果の観点から踏まえ提案すること
※翻訳に関しては、日本語の直訳ではなく、ネイティブチェックを行うなどネイティブにとって魅力が伝わりやすい表現とすること
- ② サイクルツーリズムを国内外に幅広くアピールできるようにモニターツアーを実施すること
※モニターツアーの出身国・地域は、日本から2名以上、米国、欧州、オーストラリア・ニュージーランドから5名以上、台湾から3名以上、台湾以外のアジア諸国から2名以上の計12名以上を確保すること（モニターは日本在留外国人でも構わない。）
※上記モニターを国に偏りがないように、概ね4グループに分けて催行すること

(2泊3日程度)

※モニターの選定については、観光本部及び観光本部ツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体各5部及び電子データを本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CD又はDVD）に記録し5部提出すること。なお、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと

① 事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

② タリフ

造成及び商品化したサイクルツーリズム各コースの内容をまとめたタリフ

③ マップ（電子データのみ）（英語）

※マップには、タリフにまとめられた情報を含めること

※電子データは、Adobe Illustrator もしくは InDesign document に加え、PDF 形式で納品すること

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和3年3月5日（金） 17:00

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、8,993千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

ただし、観光庁の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 P7(1)に示された経費のみ対象とすること

7. 精算・支払い

請求書を受領後、令和3年3月末日までに精算を行う。

8. 留意事項等

(1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

(2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと

- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (8) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (9) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること
- (10) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
- (11) 受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。